

沼津市空き家バンク利用の手引き

沼津市空き家バンクを利用していただくためには事前登録が必要となります。

【登録にあたってご注意いただくこと】

媒介契約を結んでいる土地・建物については登録できません。
所有者が複数いる場合、所有者全員の同意を得る必要があります。
土地や建物の登記情報により、相続や所有権の確認を行って下さい。
建築基準法等の法令に違反しているものは登録できません。

空き家バンクへの物件登録申し込み

《必要な書類》

- ① 沼津市空き家バンク登録申請書（第1号様式）
- ② 沼津市空き家バンク物件登録カード（第2号様式）
- ③ 全部事項証明（土地・建物いずれも）
- ④ 案内図
- ⑤ 平面図（各室の床面積又は畳数の分かるもの）
- ⑥ 写真（内部2枚、外部2枚以上）
- ⑦ 確認済証の写し（現存する場合）
- ⑧ 所有者本人であることが確認できる書類（運転免許証の写し・健康保険証の写し・マイナンバーカードの写し等）

※所有者が複数いる場合は、所有者全員の同意書

登録要件の審査

※職員により登録要件の確認を行います。

物件登録・掲載

物件利用希望者からの連絡

物件利用希望者は、住宅政策課に問い合わせを行います。

住宅政策課

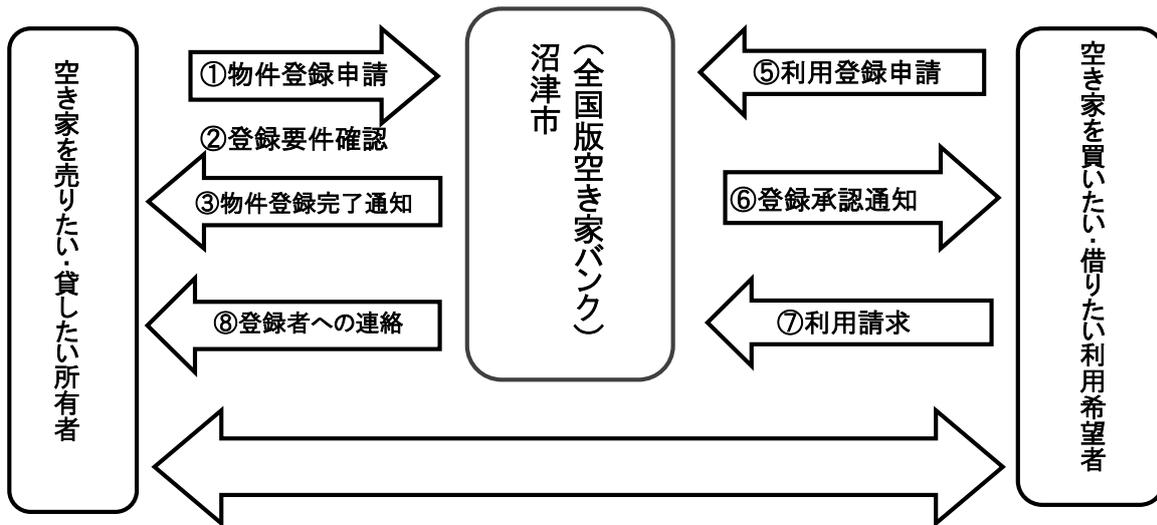
住宅政策課は、物件登録者に物件情報の利用請求があったことをお伝えします。

物件登録者

物件利用希望者

物件利用希望者と物件登録者の間で交渉を行います。
※市は、物件情報の掲載のみを行い、
交渉、契約等に関する媒介は行いません。

空き家バンク制度のイメージ図



注意事項

※市は、空き家バンクに掲載されている物件の売買、賃貸に関する交渉、契約等には一切関与しません。
つきましては、契約やその後のトラブルを防ぐため、宅地建物取引業に規定する宅地建物取引業者による仲介及び建物状況調査（インスペクション）の実施をおすすめいたします。
また、本登録制度は建築基準法に準拠していることを担保するものではありません。

沼津市 空き家バンク

検索

【お問合せ先】

沼津市役所 都市計画部建築住宅局 住宅政策課 空き家対策係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話番号 055-934-4885 / FAX番号 055-932-5871

メールアドレス：juutaku@city.numazu.lg.jp